

令和3年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

令和3年6月
三重県
《医療保健部抜粋版》

令和3年版 成果レポート（案）

【目次】

第2章 施策の取組（医療保健部主担当7施策）

施策1 2 1	地域医療提供体制の確保	1
施策1 2 2	介護の基盤整備と人材の育成・確保	7
施策1 2 3	がん対策の推進	11
施策1 2 4	健康づくりの推進	15
施策1 4 4	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	19
施策1 4 5	食の安全・安心の確保	23
施策1 4 6	感染症の予防と拡大防止対策の推進	27

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成しており、副指標もほぼ目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
病院勤務医師数		2,202人	1.00	2,232人		2,292人
	2,212人	2,410人 (参考値)				

目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の病院で勤務する常勤医師数
3年度目標値の考え方	「三重県医師確保計画」において、令和5年の目標医師数を4,168人としていることをふまえ、医療施設の医師数を平成30年度から毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数30人の増加をめざして、2,232人に目標値を設定しました。

注) 主指標「病院勤務医師数」は、保健所による病院の立入検査を通じて実績値を把握していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度は立入検査を実施することができなかつたため、直接病院に照会することにより実績値を把握しています。

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療構想の進捗度		55.0%	0.98	62.0%		79.0%
	48.5%	54.1%				
看護師等学校養成所の定員に対する県内事業者の割合		70.7%	0.99	70.9%		71.4%
	68.6%	70.1%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	218,561	215,288	220,827		
概算人件費		3,088			
(配置人員)		(339人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想の達成に向け、これまで県内8地域の地域医療構想調整会議等において、地域の実情をふまえつつ、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針の協議を進めてきました。今般の新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、今後の地域医療構想の議論では、平時の医療提供体制に加え、非常時における医療機関の果たすべき役割という観点も織り込みながら、検討を進めていく必要があります。また、「第7次三重県医療計画」について中間見直しに取り組み、中間評価報告書を取りまとめました。今回の中間評価により見直しを行った結果をふまえながら、目標の達成に向けて、着実に取組を進めていく必要があります。
- ②市町ヒアリングにより在宅医療・介護連携の現状や課題について把握するとともに、在宅医療に係る普及啓発等に取り組みました。今後も、多職種による連携体制の構築など、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。
- ③医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターの体制の強化・充実を図り、医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整を行うとともに、医師修学資金貸与制度の運用などの医師確保対策に総合的に取り組みました。各診療科の専門医資格を取得するための専攻医として県内で100名が登録するなど、若手医師は着実に増えていますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、依然として医師数は不足している状況にあり、また、地域偏在等の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ④看護職員の確保について、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策、助産師確保対策の4本柱で取組を進めました。看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、県全体では未だ不足している状況にあることから、引き続き、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進などに取り組み、看護職員の確保・定着を図る必要があります。
- ⑤地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象にへき地医療の魅力を伝える交流会をオンラインにより実施しました。引き続き、地域医療を担う次世代の医療人材の育成を図る必要があります。
- ⑥医師や看護職員の勤務環境改善について、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度において、2医療機関の再認証を行いました。医療従事者の働き方改革が進められるなか、引き続き、これらの取組を通じて、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑦休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性、適切な受診行動や相談窓口の普及啓発を行いました。救急搬送における高齢者や軽症者の搬送割合が増加傾向にあるため、今後も救急医療に対する県民の理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるための継続した啓発活動を行う必要があります。

- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援しました。大規模災害の発生に備え、中部圏におけるドクターヘリの相互応援協定を締結しており、今後もより効果的なドクターヘリの運航体制や救急医療体制について検討していく必要があります。
- ⑨安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しました。周産期死亡率のさらなる改善に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を県内全域で進めており、今後も多職種が連携した取組を進めていく必要があります。
- ⑩救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う輸液などの特定行為を円滑に行うための講習、通信指令員に係る救急教育を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組みました。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑪三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談等に対応するほか、院内感染対策等に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き相談対応を通じ、患者や家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑫県立こころの医療センターについては、政策的医療や専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援を実施し、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しました。このうち、専門的医療においては、認知症治療の更なる充実のため、脳神経内科の専門医を配置しました。ギャンプル依存症治療については、専門プログラムを策定するとともに、依存症治療拠点機関に選定されました。また、医師確保のため、専門研修プログラムを策定しました。引き続き、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供のため、専門的医療の充実と医師の確保に努めていく必要があります。
- ⑬県立一志病院については、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成に取り組むとともに、診療圏における地域包括ケア*システムの構築を図るため、多職種による課題検討会「美杉・白山・一志 顔の見える会」の取組への支援等を通じて、地域内関係者とのネットワーク構築に取り組みました。引き続き、プライマリ・ケアの実践や多職種連携の要となるプライマリ・ケア人材の育成に取り組んでいく必要があります。
- ⑭県立志摩病院については、内科系救急患者の24時間365日の受入れ、回復期機能を有する地域包括ケア病棟の運用等を継続するとともに、小児科や総合診療科の常勤医師の増員など診療機能の充実に取り組みました。また、令和4年度からの次期指定期間に向けては、選定委員会における事業計画の審査などを経て指定管理者を指定しました。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、診療機能の充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑮平成30年4月から県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととなりました。各市町からの納付金の徴収や各市町への保険給付費等交付金の支払いなど、財政運営に係る事務を確実にを行い、円滑な国保運営に努めています。さらに制度の持続可能性を高めるために、引き続き各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

⑩子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化については、家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、先行して実施する市町については、平成30年9月実施分から制度を拡充して支援するとともに、令和元年9月実施分から他の市町の医療機関で受診した場合の窓口無料（現物給付）化を実施しています。子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。

・主指標について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により令和2年度は立入検査を実施することができなかつたため、直接病院に照会することにより実績値を把握しました。医師の確保に向けて、資金貸与制度の運用や地域枠医師等に対するキャリア形成支援、医師不足地域への医師派遣など総合的に取り組んでおり、県内の医師数は毎年着実に増加しています。

令和3年度の取組方向 【医療保健部 医療政策総括監 杉本 匡史 電話：059-224-2251】

- ①地域医療構想の達成に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議および病床を有する医療機関等の意見交換会において、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症等の非常時における医療提供体制のあり方についても検討を進めていきます。また、令和2年度に行った「第7次三重県医療計画」の中間見直しの結果をふまえながら、目標の達成に向けて、着実に取組を進めていきます。
- ②「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が、令和元年12月1日に施行されました。令和2年10月に国が策定した「循環器病対策推進基本計画」をふまえ、三重県循環器病対策推進協議会を設置し、「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」を策定します。
- ③地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえ、在宅医療・介護連携アドバイザーの派遣、地域連携体制の強化に向けた研修、普及啓発等に取り組めます。
- ④医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保や地域偏在の解消に取り組めます。
- ⑤看護職員の確保・定着を図るため、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等、在宅医療を担う看護職員の育成や特定行為研修の受講促進に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染管理を担う看護師の養成に係る支援や資質向上に取り組めます。
- ⑥県内の中・高校生や医学生等を対象に地域医療の魅力を伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組めます。
- ⑦医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図るなど、医療従事者の働き方改革の推進を支援します。

- ⑧三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援します。また、高度救命救急センターの整備については、医療審議会での審議もふまえながら、指定に向けた取組を進めます。
- ⑩安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組めます。
- ⑪救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組めます。
- ⑫医療に関する患者・家族等からの相談等に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。
- ⑬県立こころの医療センターについては、本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療のほか訪問看護やデイケア等の地域生活支援に継続して取り組むとともに、専門的医療について、認知症治療の充実のため令和2年度に新たに配置した脳神経内科の専門医による専門的治療や、ギャングル依存症治療の専門プログラムを活用した効果的な治療の提供に取り組めます。また、医師確保に向けて、専門研修プログラムを活用して積極的に研修医を受け入れます。
- ⑭県立一志病院については、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や研究、プライマリ・ケア人材の育成等に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携に取り組めます。
- ⑮県立志摩病院については、引き続き志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら診療機能の充実に取り組むとともに、令和4年度からの次期指定期間に向けた準備を進めます。
- ⑯国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めます。また、国保制度をさらに持続可能なものとするため、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しながら、保険者努力支援制度等を最大限活用し、特定健診受診率の向上、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化や収納率の向上等に資する市町の取組を促進します。
- ⑰引き続き、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的とした子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化に取り組むなど、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策122

介護の基盤整備と人材の育成・確保

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケア*システムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、副指標の平均達成率が89%であることを勘案し、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	178人	127人 259人	0.49	43人		0人
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）					
3年度目標値の考え方	施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホームを整備するとともに、介護人材の確保等により、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	10,586床	10,855床 10,795床	0.78	10,928床		10,998床
県内の介護職員数	28,817人 (30年度)	30,948人 (元年度) 31,763人 (元年度)	1.00	32,513人 (2年度)		33,849人 (4年度)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	28,511	35,935	30,891		
概算人件費		255			
(配置人員)		(28人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」を策定しました。この計画に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を進める必要があります。
- ②特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査（年間25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホームの整備（3施設）を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを整備する市町を支援（5市町）しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。
- ③各種の介護支援専門員研修（専門Ⅱ391名、主任更新141名）を実施し資質向上を図るとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ロボット（33事業所）や、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入（71事業所）を支援しました。引き続き、これらの取組を実施し、サービスの質の向上や介護人材の確保を図る必要があります。
- ④介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした集合研修の開催に係る事業所への支援を行いました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組への支援や、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援などに取り組みました。引き続き、介護人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。
- ⑤地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ*）の構築の支援（1市）や、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の支援（3市町）を行いました。また、玉城町において、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業を実施するとともに、東紀州地域において、認知症ITスクリーニング*の活用地域の拡大等に取り組みました。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- ⑥地域包括支援センター*の職員に対する研修（4回、298人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて、地域ケア会議*へ専門職等のアドバイザーを派遣（2回、津市）しました。また、市町ヒアリングにより介護予防・重度化防止の現状や課題について把握するとともに、保険者機能強化推進交付金等の成果指標を活用して、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援しました。引き続き、それぞれの地域特性に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

⑦新型コロナウイルスの感染が拡大する中、介護保険事業所・施設等が感染防止対策を徹底しサービスを継続して提供するために必要な経費を支援するとともに、介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生等により職員が不足する事態に備え、予め、介護施設等の中で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。引き続き、感染防止対策に取り組む介護施設等を支援する必要があります。

過去1年間において、介護度が重度の自宅待機者の入所数は前年より増加した一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、居宅サービスの利用控え等により重度化が進んだとみられ、特別養護老人ホームへの早期入所を希望する人が増加しました。また、感染防止対策の強化等により、介護現場の負担はさらに増しており、介護関連職種の有効求人倍率および離職率は高い水準となっています。介護人材の不足のため、特別養護老人ホームでは62床がサービス提供困難となっていることに加え、事業者が施設整備に慎重になったことなどにより、整備数は目標値を60床下回りました。こうしたことが自宅待機者の増加要因になっていることから、引き続き、介護サービスに係る感染防止対策への支援を行うとともに、介護人材の確保や施設の整備に取り組む必要があります。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 副部長 井端 清二 電話：059-224-2321】

- ①「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」に基づき、介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムおよび認知症施策の推進、介護人材の確保等に取り組めます。
- ②施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、介護人材の確保の取組をふまえた特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ③介護サービスの一層の充実を図るため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットやICTの導入促進に取り組めます。
- ④介護人材を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、退職を控えた介護未経験者や、技能実習生等の外国人材の参入促進に取り組めます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援に取り組めます。さらに、「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護職員に対する相談体制を整備し、介護人材の定着促進に向けた取組を進めます。
- ⑤認知症になっても安心して暮らせる「認知症施策先進県」をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に認知症施策を推進するため、引き続き、チームオレンジの構築を支援するとともに、市町における成年後見制度利用に係る中核機関の設置を促進します。また、認知症ITスクリーニングの活用地域のさらなる拡大による認知症の早期診療・介入の実施や、SIB*を活用した認知症予防に係る市町との協働による事業の実施に向けた検討等を行います。
- ⑥介護予防・重度化防止等に係る市町・地域包括支援センターの取組を支援するため、地域支援事業に係る研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザーの派遣等を行います。また、地域の生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの育成等を行い、市町の取組を支援します。
- ⑦新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、引き続き、介護保険事業所・施設等の利用者に必要なサービスが適切に提供されるよう、感染防止対策に取り組む介護施設等を支援します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の実績値は昨年度を若干下回ったものの、目標をほぼ達成しており、副指標も概ね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	/	63.3人 (元年)	0.98	62.5人 (2年)	/	60.9人 (4年)
	64.1人 (30年)	64.3人 (元年)		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数					
3年度目標値の考え方	がんによる死亡者数のさらなる低減をめざし、全国トップクラス（全国平均の死亡者数の予測値より10.5%低い状態）に向け、62.5人を目標値として設定しました。					

副指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	/	乳がん 46.7% 子宮頸がん 50.6% 大腸がん 36.0% (元年度)	未確定	乳がん 49.5% 子宮頸がん 52.0% 大腸がん 40.6% (2年度)	/	乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)
	乳がん 40.0% 子宮頸がん 43.4% 大腸がん 25.1% (30年度)	集計中		/	/	

副指標 目標項目	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数	7か所	8か所	1.00	9か所					10か所	
がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）	1,332社	1,427社	0.47	1,785社					2,286社	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	96	195	123		
概算人件費		36			
(配置人員)		(4人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。
- ②がん征圧月間（9月）などのあらゆる機会をとらえ、がん検診の受診促進や健康的な生活習慣確立の重要性等について、広く県民に啓発しました。また、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から小学校におけるがん教育が全面実施となったことから、医療関係者や教育関係者等と連携し、がん教育の円滑な実施のための支援を行いました。県民が、がんに関する正しい情報に基づいて適切な行動をとることができるよう、引き続き、がんに関する正しい知識の普及を行う必要があります。
- ③市町の各種がん検診や精密検査における受診率向上の取組が一層進展するよう、がん検診精度管理調査における結果の情報共有等を行うとともに、肺がん検診において、人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ理論*の活用について、市町担当職員に対する説明会の実施や受診勧奨資材の作成など受診率向上に向けた取組を支援しました。がんは早期発見することにより、治療できる可能性が高くなるため、引き続き、各種がん検診や精密検査の受診率向上を図る必要があります。
- ④がん診療を行う医療機関に対して施設・設備整備等の支援を行うなど、がん診療連携拠点病院等を中心に、がん医療提供体制の整備を進めるとともに、済生会松阪総合病院を三重県がん診療連携準拠点病院として新たに指定しました。また、伊勢赤十字病院が、県内では初となる地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定を国から受けました。がん医療の一層の充実を図るため、引き続き、施設・設備整備等の支援やがん医療提供体制の整備を実施するとともに、がんゲノム医療を含めたがん診療連携体制の整備を進めていく必要があります。
- ⑤がん医療に携わる医療関係者を対象とした研修会を開催するなど、精度の高いがん登録情報の収集に努めました。引き続き、全国がん登録の円滑な実施を促進するとともに、がん登録で得られた情報の利活用を図っていく必要があります。

⑥がん診療連携拠点病院等において、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修を実施しました。また、緩和ケアについて啓発等を行っている地域の緩和ケアネットワークにおいて、各医療機関の連携や医師等を対象とした研究会、地域住民を対象とした緩和ケアセミナーを行いました。緩和ケアが診断時から適切に提供されるよう、引き続き、緩和ケア研修の実施や、緩和ケアに関する正しい知識の普及が必要です。

⑦三重県がん相談支援センターおよび各がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族等のための相談を実施しました。また、がん患者の治療と仕事の両立が可能となる環境を整備するため、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、事業者に対して、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施しました。さらに、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の経済的負担の軽減を図るため、妊孕性温存治療*に要する費用に対する支援を行いました。引き続き、がん患者がそれぞれの病態や実情に応じた支援を受けることのできる体制を整備する必要があります。

・主指標については、年次変動はあるものの概ね減少傾向で推移しており、令和元年度は前年度を若干下回りましたが、全国で低い方から5位となっています。引き続き、全国トップクラスを維持するため、関係機関とも連携しながら、生活習慣の改善等の健康づくりの取組や、がん検診の受診等による早期発見・早期治療、医療提供体制の強化等のがん対策の取組を、より充実させていく必要があります。

令和3年度の取組方向 【医療保健部 医療政策総括監 杉本 匡史 電話：059-224-2251】

①がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」における3つの柱である「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。

②イベント等のあらゆる機会をとらえて、県民に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を行います。また、学習指導要領の改訂に伴い、令和3年度以降、中・高等学校において順次がん教育が全面実施されることから、引き続き医療関係者や教育関係者等と連携し、小・中・高等学校におけるがん教育の円滑な実施のための支援を進めます。

○③各種がん検診や精密検査における受診率向上を図るため、引き続き、がん検診精度管理調査における結果の情報共有等を行うとともに、各がん種において、ナッジ理論など新たな手法を活用したがん検診の受診勧奨に取り組む市町への支援等を行います。

○④がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備等を引き続き支援するなど、県のがん医療提供体制の整備を進めます。また、各がん診療連携拠点病院等と連携し、がんゲノム医療を含めたがん診療連携体制の整備を進めます。

⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等の関係機関と連携して、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、市町、医療機関等への情報の提供や県民への地域のがん状況の発信など、情報の利活用を進めます。

⑥医師、看護師等が緩和ケアの専門的な知識や技術を習得するため、がん診療連携拠点病院等において実施される緩和ケア研修への参加が促進されるよう関係者に働きかけを行います。また、緩和ケアに関する正しい知識を広く県民に啓発するため、地域の緩和ケアネットワークにおける活動を引き続き支援します。

○⑦三重県がん相談支援センター等において、引き続きがん患者とその家族等のための相談を実施し、がん患者が治療の早期から支援を受けられるよう相談窓口の周知を行います。また、がんの治療と仕事の両立が可能となるよう、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、引き続き、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施し、労働環境の整備を促します。がんになっても自分らしく生きることができるよう、今後も、多様化する相談内容に適切に対応するとともに、情報提供の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標のうち1項目は目標を達成していないものの、残りの1項目については目標を達成し、主指標においても目標をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命		男性 78.9 歳 女性 81.1 歳 (元年)	男性 0.99 女性 1.00	男性 79.1 歳 女性 81.2 歳 (2年)		男性 79.6 歳 女性 81.4 歳 (4年)
	男性 78.7 歳 女性 81.1 歳 (30年)	男性 78.8 歳 女性 81.5 歳 (元年)				
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21（第2次）」の目的のひとつであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
3年度目標値の考え方	平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、健康寿命の伸びの目標値を平均寿命の伸びを1割上回る値（男性0.23歳、女性0.11歳）を目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特定健康診査受診率		55.2% (元年度)	1.00	56.7% (2年度)		59.7% (4年度)
	53.4% (30年度)	55.9% (元年度)				
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）		199 施設	0.00	219 施設		259 施設
	178 施設	168 施設				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,899	3,066	3,101		
概算人件費		465			
(配置人員)		(51人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れ等、身体への影響が生じたり、医療機関や定期健診の受診を控えたりする傾向がみられています。新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた、「新たな日常」に対応した健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- ②企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業*」の周知を図り、令和3年3月末現在で、マイレージ特典協力店が1,127か所、マイレージ取組事業所が158か所となりました。また、「三重とこわか県民健康会議*」を設置し、企業、関係機関・団体、市町等との連携により、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー*」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を創設するとともに、127の認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰を行いました。引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ③県民の健康的な食生活の実現に向けて、「県民健康の日記念イベント」や「健康野菜たっぷり料理グランプリ」等において、企業、関係機関・団体と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を促すための普及啓発を行いました。さまざまな場面で企業の健康経営等と連携し、働く世代の健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、保健、医療に関わる関係者の人材育成を行うなど連携を強化しています。引き続き、地域の関係者と医療機関が連携し、広く県民への生活習慣病予防の啓発を行っていく必要があります。
- ⑤改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策について、事業者等からの相談に対応しています。また、受動喫煙防止対策として「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組んでいます。望まない受動喫煙が生じないように、引き続き、健康への影響等について周知啓発を行う必要があります。
- ⑥医科歯科連携の推進やフレイル*対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。今後、改正条例に基づき、医療的ケア児における対策や事業所における従業員の健康管理、地域包括ケア*システムにおける歯科医療提供体制の整備など歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っていく必要があります。フッ化物洗口については、市町等との連携によりモデル事業を促進するなど、実施施設の拡大に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を取り止めた施設がありました。引き続き、計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する必要があります。

⑦医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病医療診療連携拠点病院、難病医療分野別拠点病院等のさらなる連携を図り、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めています。また、難病相談支援センターにおいて、難病患者等への各種相談、就労支援等を実施しています。引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

⑧骨髄バンク事業推進のため、県内関係者と連携して、街頭啓発等の普及啓発に取り組むとともに、「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」を創設し、市町が実施するドナー助成への支援を行いました（4件）。引き続き、骨髄バンクの普及啓発や骨髄提供しやすい環境づくり等に取り組んでいく必要があります。

・「全国トップクラスの健康づくり県」をめざして取組を進めてきた結果、主指標である健康寿命に関して、女性は目標を超える伸びを示し、男性は0.1歳届かなかったものの平均寿命の延伸と同等に伸びており、着実に目標に近づいています。

令和3年度取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ①新型コロナウイルス感染症がさまざまな影響を与える一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、「新たな日常」に対応した健康づくりの取組を推進していきます。
- ②「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を推進します。さらに、こうした取組にDX*による新たな手法を取り入れながら、「新たな日常」に対応した健康づくりを推進します。
- ③さまざまな主体との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行います。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、引き続き保健、医療関係者の人材育成を図るとともに、関係機関・団体、市町との連携により、生活習慣病予防の啓発や糖尿病の受診勧奨等を進めることで、重症化予防の取組を進めます。
- ⑤受動喫煙防止対策について、引き続き事業者等からの相談に対応するとともに、「三重とこわか県民健康会議」等を通じて、事業者に受動喫煙防止の取組について啓発を行います。
- ⑥県立看護大学と連携し、「暮らしの保健室」や「寄り道カフェ」を県内複数個所で設置するとともに、地域住民との連携により新型コロナウイルス感染症対策等の研修会を企画・開催します。（みんつく予算）
- ⑦令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、医科歯科連携や地域包括ケアシステムにおける歯科口腔保健の取組やフッ化物洗口によるむし歯予防の取組を進めていきます。また、条例改正の内容を反映させるため、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の一部改定を行います。

- ⑧難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医等の育成や、指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、難病拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。また、難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、ハローワーク等と連携し、生活・療養相談、就労支援を行います。
- ⑨骨髄バンク事業の円滑な実施に向け、ボランティア団体や関係機関と連携を図りながら、若年層を中心とした骨髄バンクに関する正しい知識の普及啓発や骨髄提供希望者（ドナー）の確保に取り組みます。また、ドナー休暇制度の導入促進や、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供しやすい環境づくりを推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標において目標を達成していない項目があるものの、2項目で目標を達成またはほぼ達成し、主指標においても目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	/	69匹	1.00	46匹	/	0匹
	97匹	50匹		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（治癒の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く）					
3年度目標値の考え方	令和5年度までに殺処分数がゼロになることをめざし、段階的に減少するよう令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	/	100%	0.97	100%	/	100%
	99.4%	97.2%		/	/	
献血を行った10代の人数	/	2,400人	0.79	2,400人	/	2,400人
	2,077人	1,907人		/	/	

副指標 目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数		55,950人	0.59	56,600人		58,000人
	59,680人	33,129人				
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	203	203	212		
概算人件費		474			
(配置人員)		(52人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「令和2年度医薬品・医療機器等一斉監視指導要領」に基づき、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査(2,876施設)を実施しました。また、数量シェアが拡大している後発医薬品については、製造施設の監視指導(7施設)や製品検査(1検体)を実施するとともに、適正使用を推進する会議を開催し、関係団体との情報共有を行いました。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。
- ②薬剤師・薬局の在宅医療への参画を促進するため、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬剤師・薬局等への研修会(四日市地域：1回)を開催しました。薬剤師・薬局は地域包括ケア*システムにおいて重要な役割を担っていることから、今後も引き続き、在宅医療への薬剤師・薬局の参画に係る取組や薬剤師の確保を進める必要があります。
- ③若年層の献血意識の向上を図るため、血液センター等と連携し、県内の高等学校に対する献血セミナーを開催(54回)するとともに、ヤングミドナサポーター*に委嘱した高校生等(533名)や三重県学生献血推進連盟「みえっち」の大学生と連携し、献血啓発(献血ページェント35回)を実施しました。また、若年層に対する献血機会の確保にも努めており、高等学校への献血バスの導入(8校)を進めました。新型コロナウイルス感染症の影響により例年のように実施することが困難な状況となりましたが、将来にわたり献血協力者を確保するため、引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ④(公社)三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、譲渡事業(犬143匹、猫312匹)や動物愛護教室による普及啓発活動(動物愛護教室等参加者数957名)、クラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術(1,352匹)、災害時の動物救護に係る体制整備等を行いました。また、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第3次三重県動物愛護管理推進計画」を策定しました。この計画に基づき、引き続き殺処分ゼロに向けた取組等を推進する必要があります。

⑤「令和2年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発27回、講習会参加者数39,703人）、立入検査（医療用麻薬等取扱施設の立入検査1,873施設）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需16件、薬物依存者の家族教室の開催4回）に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により街頭啓発の実施や講習会等の開催が困難となる事態が発生しましたが、引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

⑥生活衛生営業施設等に対する監視指導や、営業者に対する衛生管理講習会等を行いました。施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。

⑦社会生活を維持する上で欠かせない生活衛生営業施設等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドライン等を配布し、注意喚起を行いました。引き続き、感染防止対策に取り組む生活衛生営業施設等を支援する必要があります。

人と動物との共生環境づくりについて、飼い主への終生飼養の啓発や、飼い主のいない猫の減少に向けた取組などによる引取数の減少等の結果、主指標の目標を達成することができました。引き続き、殺処分ゼロをめざしてさまざまな主体との協創の取組などを進めていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

①医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理に関する技能の向上を図るとともに、医薬品等を使用する側の県民の皆さんに対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組めます。また、後発医薬品の製造施設の監視や製品検査に取り組むとともに、関係団体と連携し、後発医薬品の適正使用の推進に取り組めます。

○②在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を支援するとともに、女性薬剤師等の復職・転職支援等、薬剤師の確保を進めます。

③将来的に安定して血液を供給するためには、若年層の協力が不可欠であることから、コロナ禍においても、高等学校における献血セミナーの開催や高校生、大学生等の献血ボランティアとの連携を推進し、献血セミナーの受講者等が実際に献血者に結び付く取組を検討します。

○④「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、引き続き「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、殺処分ゼロに向けた取組を進めるとともに、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等危機管理対応の取組を進めます。

⑤薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組めます。

⑥生活衛生営業施設等における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。

○⑦新型コロナウイルス感染症の流行状況をふまえ、引き続き生活衛生営業施設等に対し、必要な支援を実施します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標を達成し、副指標についても目標を概ね達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
HACCP* に沿った衛生 管理を適切に 運用している 施設の割合	/	100%	1.00	100%	/	100%
	-	100%		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合					
3年度目標値 の考え方	食の安全・安心の確保を図るためには、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されている必要があることから、目標値を100%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食品表示を適切 に行っている食 品関連事業者の 割合	/	100%	1.00	100%	/	100%
	100%	100%		/	/	
特定家畜伝染病 発生防止率	/	100%	0.82	100%	/	100%
	81.9%	81.8%		/	/	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	556	1,092	1,664		
概算人件費		1,312			
(配置人員)		(144人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止等のため監視指導を実施（監視指導件数 6,427 件）するとともに、食品中の残留農薬や微生物等についても検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、食品事業者に対して改善するよう指導しました（検査件数 719 件、不適合率 3.06%）。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施しました。引き続き、食品による危害発生リスクの低減を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ②（一社）三重県食品衛生協会と連携し、食品事業者が HACCP に沿った衛生管理に対応できるよう説明会を開催し、相談に対応しました。引き続き、全ての食品事業者が HACCP に沿った衛生管理等に対応できるよう支援を行う必要があります。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づく正しい表示が行われるよう普及啓発を行うとともに、食品事業者等に対して食品表示に関する監視指導を行いました（監視指導件数 668 件）。また、米穀の産地や品種の表示の適正性を確認するため、DNA 検査などの科学的検査を実施しました。（米の産地・品種：各 7 検体、小麦の品種：1 検体）引き続き、食品表示の適正化を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ④県内全ての飲食店営業者と喫茶店営業者に対して、新型コロナウイルス感染防止対策に係る業種別ガイドラインやチェックリスト等を配布し、注意喚起を行いました。また、クラスターの発生など感染状況に合わせて、接待やカラオケを伴う飲食店に対して、さらなる注意喚起を行いました。引き続き、状況に応じて、感染症防止対策に取り組む飲食店営業者等を支援する必要があります。
- ⑤「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、有識者による食の安全・安心の確保に向けた施策に関する検討会議を開催するとともに、米穀取扱事業者に対する監視指導、食品事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた研修会の開催等や県民の皆さんに対する食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報の提供に努めました。引き続き、食品事業者を対象にした研修会などを通じて関係法令等の遵守・徹底やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、消費者が食の安全・安心に関する正しい知識を得て理解を深め、安全な食品を求めることができるよう積極的に情報提供する必要があります。
- ⑥安全・安心な農畜水産物の安定的な供給を図るため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等が適正に生産・販売及び使用されるよう監視・指導を行う必要があります。

⑦豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*など家畜伝染病発生時の迅速な初動対応に向け、関係職員を対象にした研修等を行い、防疫体制の強化を図りました。しかしながら、令和2年12月に伊賀市の養豚農場において県内2例目となる豚熱が発生したため、国、市、自衛隊、関係団体や民間事業者等の協力により、延べ10日間4,384人の体制で迅速かつ的確に防疫措置を完了し、感染拡大の防止に努めました。また、県内の養豚農場での豚熱発生や野生イノシシの豚熱感染拡大のほか、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生状況をふまえ、各農場における緊急消毒の実施、農場の防疫対策の強化など飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図るとともに、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布や捕獲の強化を進めました。引き続き、家畜伝染病の発生防止に向け、関係機関と連携し、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。

・平成30年6月に食品衛生法が改正され、全ての食品事業者が令和3年6月までにHACCPに沿った衛生管理を行うこととなりますが、令和2年度はその移行期間であることから、改正法の完全施行に先んじてHACCPに沿った衛生管理を導入している大規模な食品営業許可施設を中心に確認を行いました。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き食品による健康被害の防止のための監視指導を実施します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行され、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応する必要があることから、引き続き、（一社）三重県食品衛生協会と連携して、改正食品衛生法を周知するとともに、各施設におけるHACCPの運用状況を確認し、事業者自らが継続的に適切に運用できるよう助言、指導を行います。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施します。
- ④三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、宿泊施設や弁当調製施設を対象とした監視指導や衛生講習会を実施し、事故の発生防止に努めます。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の流行状況をふまえ、引き続き、飲食店営業者等に対し、必要な支援を実施します。
- ⑥「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、研修会の開催や関係法令等に関する情報の提供などを通じて、食品関連事業者に対するコンプライアンスの徹底を図るとともに、出前トークやWebの活用など多様な方法を活用して消費者等に対する正確でわかりやすい情報提供に努めます。
- ⑦安全・安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」に基づき、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等生産資材の適正な生産・販売および使用が確保されるよう監視・指導を実施します。

○⑧豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生防止に向けて、畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導します。また、万一の発生時に迅速な対応ができるよう防疫体制の強化に向けて、引き続き、関係機関などに対する防疫研修等を実施するとともに、精度の高い検査体制の整備に取り組みます。特に、豚熱対策については、県内での発生をふまえ、感染リスクの高い離乳豚舎における防疫対策を強化するため、野生小動物侵入防止対策の徹底や豚舎間で豚を移動させる際の運搬用具等の導入を促進するとともに、野生イノシシにおける豚熱感染拡大の防止を図るため、引き続き、経口ワクチンの散布や県内全域での捕獲強化に取り組みます。さらに、家畜伝染病に関する正しい知識の普及・啓発など風評被害対策に取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標は目標を達成できなかったものの、主指標は目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100%	100%	1.00	100%		100%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合					
3年度目標値の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症危機管理に関する訓練実施率	80.0%	100%	0.00	100%		100%
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率	95.0%	100%	未確定	100%		100%
		集計中				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	572	39,446	43,421		
概算人件費		556			
(配置人員)		(61人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症について、陽性者、接触者等に対する疫学調査・健康観察等に取り組むとともに、受診・相談センターにおいて、相談する医療機関に迷う場合を含めた県民からの相談に対応しています。また、PCR*検査機器の追加配備や行政検査協力医療機関の拡大などによって検査体制の拡充に取り組んでおり、さらに、診療・検査医療機関等に対して、感染防止対策のための設備整備や防護具等の支援を行っています。医療提供体制については、患者を受け入れる病床の確保に加え、宿泊療養施設を確保する仕組みを構築しており、さらに、陽性が判明後、入院・宿泊に至るまでの間、安心して自宅で待機できる体制の整備にも取り組んでいるところです。
- 新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視し、1月以降に多く陽性が確認された在留外国人が迅速に診療・検査を受けられる体制の構築など、緊急度に応じて順次対策を講じていく必要があります。また、2月からは、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者向けの先行接種が始まり、地域の医師会等と連携し接種体制や専門的な相談体制を構築しました。4月以降に始まる高齢者を対象とした優先接種に向けて、流通調整等、市町や関係団体等を支援する必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症によるクラスター（感染者集団）発生時には、クラスター対策グループを派遣し感染拡大防止に取り組んでいます。また、国のクラスター班と連携するとともに、県内の医療機関の協力を得ながら、感染対策に対応できる医療従事者を派遣しています。感染症の発生を早期に探知し、感染拡大を防止するためには、施設や地域において感染症に対応することができる人材のほか、発生状況の分析ができる人材を育成する必要があります。
- ③感染症の予防や感染拡大防止については、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組んでいくことが必要です。
- ④発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の更新を行っています。感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した対応が重要となることから、連絡会議等を活用し、連携体制の充実を図る必要があります。
- ⑤エイズやウイルス性肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV検査(698件)や、保健所および委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査(B型1,665件、C型1,666件)を実施するとともに、普及啓発を行いました。また、肝炎ウイルス検査陽性者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しています。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。

⑥結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しています。県内の結核新規登録患者数は横這いの状況であるものの、高齢者や外国人患者への対応の増加等が課題となるため、引き続き感染拡大防止対策を継続するとともに、高齢者や外国人患者への支援を充実する必要があります。また、治療が困難な多剤耐性結核菌による患者が確認されることがあり、耐性菌による感染拡大防止や耐性菌をつくらぬような治療法の周知等が課題となっています。

⑦予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談に対応するとともに（予防接種センターでの接種人数 706 人、相談件数 372 件）、学校、幼稚園、保育所等関係者への研修や市町と連携して健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等に取り組みました。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組みました。風しんや輸入症例が増加している麻疹については、全国的にも感染リスクの高い集団を中心とした感染事例が確認されており、医療関係者が感染する事例も散見されています。両疾患ともワクチン接種により予防が可能であることから、医療機関等や感染リスクの高い集団に対し、予防接種の勧奨や啓発活動を行う必要があります。

令和3年2月の感染症法改正により「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられた新型コロナウイルスによるクラスター（感染者集団）の発生は確認されていますが、一、二、三類感染症については、集団発生を抑制することができています。コロナ禍において、手洗いやマスク着用等の基本的な感染防止対策が定着したことが、その他の感染症の予防にもつながっています。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 副部長 井端 清二 電話：059-224-2321】

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、医療機関における入院受入病床や宿泊療養施設を確保するとともに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対応するために必要な防護具などの資機材について、緊急時に対応できるよう計画的な備蓄を進めます。また、新型コロナウイルスワクチンが円滑に接種できるよう、引き続き市町や関係団体と連携するとともに、副反応を疑う症状に専門的に対応する医療機関の確保に取り組めます。
- ②三重県にゆかりのある方を起用した啓発動画を作成し、新型コロナウイルス感染症の予防やまん延防止、患者や医療従事者等への差別の防止を図ります。（みんつく予算）
- ③医療機関や施設等における感染症のクラスター発生時に備え、医療機関等の従事者や保健所職員、検査機関の検査員等、感染拡大防止対策に対応できる人材を育成します。
- ④感染症の予防や感染拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組めます。
- ⑤発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の更新を行います。また、感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、関係機関と協力し、県内の全保健所で訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。

- ⑥エイズやウイルス性肝炎の早期発見に向け、保健所が実施しているHIV検査や肝炎ウイルス検査の普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、正しい知識や検査の必要性を啓発することにより感染拡大防止を図るとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。加えて、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、啓発を行うことで制度利用者の増加を図ります。
- ⑦結核については、早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、施設の管理者や関係者を対象とした研修会等を開催するとともに、関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図ります。また、多剤耐性結核など耐性菌を原因とする疾患は、治療が長期化する恐れがあることから、抗菌薬の適正使用推進に取り組みます。
- ⑧三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者および渡航者等に対する予防接種を実施していきます。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組みます。なお、風しんや輸入症例による患者が増加している麻しんについては、医療機関等を対象に研修会の開催やワクチン接種などの予防対策の普及啓発に取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
DX	進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。	124
HACCP	Hazard Analysis Critical Control Point、危害分析重要管理点。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来の一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危険があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。	145
PCR	(Polymerase Chain Reaction、ポリメラーゼ連鎖反応) 病原体（細菌やウイルス等）の微量のDNA断片を増幅して特定の遺伝子を検出する方法。日本語で核酸増幅法という。	146
SIB	(Social Impact Bond) 民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。	122
か行		
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、鶏などの家きんに強い病原性を引き起こし、感染した家きんの致死率が極めて高いもの。	145
た行		
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	122
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	121 122 124 144
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	122
チームオレンジ	認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みのこと。市町が、認知症サポーターの近隣チームにより編成する。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれている。	122
な行		
ナッジ理論	行動経済学で用いられる理論の一つで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。「ナッジ (nudge)」とは「そっと後押しする」という意味。	123
認知症ITスクリーニング	認知症初期診断にITツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員を派遣して患者の検査を行い、そのデータを大学の認知症専門医が判断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。	122
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。	123
は行		
豚熱	ウイルスの感染による豚とイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴。	145 147

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
フレイル	平成26年に日本老年医学会が提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」のことを示すもの。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。	124
ま行		
三重とわか健康マイレージ事業	県民が市町等の健康づくりの取組メニュー（特定健診、がん検診、ボランティア活動など）に参加し、一定のポイントを獲得することにより、協力店からさまざまな特典を受けることができる、県民の健康づくりの動機づけと継続を社会全体で支援する仕組み。	124
三重とわか県民健康会議	「誰もが健康的に暮らせる“とわか三重”」の実現に向け、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、健康無関心層を含む全ての県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業における健康経営の取組を推進するために組織された活動体。	124
三重とわか健康経営カンパニー	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組んでいるとして、県が認定を行った県内に所在する事業所又は店舗等。	124
や行		
ヤングミドナサポーター	若年層に対する献血の効果的な啓発等を行うことを目的に県が募集した高校生、専門学生、大学生のボランティア。	144